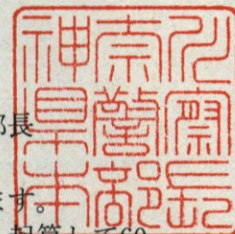


行政文書公開拒否決定通知書

平成25年9月27日

野村 一也 様

神奈川県警察本部長



平成25年8月6日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開を拒みます。  
 なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

公開請求に係る行政文書の内容	1. 車両感知器データ2013年5月に記録されたデータ (1) 首都高速湾岸線金沢線 経度139.3675緯度35.4159付近に設置された上り車線の感知器 (2) 首都高速湾岸線 経度139.7393緯度35.4895付近に設置された上り車線の感知器
公開を拒む理由	神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号該当 (理由) 本件公開請求に係る首都高速湾岸線において、神奈川県警では車両感知器を設置はしておらず、請求にかかるデータは作成も取得もしていないため存在しません。
時 限 性 公 開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以降であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。
事 務 担 当 課 室	交通部 交通規制課 電話番号 045-211-1212 内線 5187

備考 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。